

(3) 児童館・学童クラブの運営について

本市の児童館及び学童クラブの運営形態については、平成 28 年度から庁内検討を行ってきたところであるが、人材確保等、現状における課題を解決し、多様化する市民ニーズに対応するため、民間事業者が有する知識や経験等の活用による、より良質なサービスを提供することによって、児童の安全で安心な居場所と子育て世帯への支援の場の質的向上を図るため、運営を民間委託することとし、令和 3 年度からの実施に向け取り組むこととする。

- 1 実施個所 市内全施設（児童館 9 か所、学童クラブ 17 か所）
- 2 委託開始時期 令和 3 年 4 月 1 日から
- 3 背景 本市においては、「児童館・学童クラブの民間委託」を、『千歳市行政改革基本方針』の、重点推進項目の 1 つに位置づけており、その一環として、平成 31 年 4 月には、市内初の民設民営児童館として、「あんじゅ児童館」を開設し、市からの業務委託により、市内の社会福祉法人が運営している。

4 民間委託の目的及び効果（別添「委託導入の効果」参照）

(1) 民間委託の目的

児童館及び学童クラブの運営を専門性の高い民間事業者に委託することにより、安定的な指導員の確保を行うとともに、より良質なサービスを提供し、児童の安全で安心な居場所と子育て世帯に対する支援の質的向上を図る。

(2) 民間委託による効果

- ① より良質なサービスの提供
- ② 児童指導員等の弾力的な雇用による職場環境の構築と人材の確保
- ③ 指導員のさらなる資質向上
- ④ 責任者（館長）の配置による責任の明確化と迅速な対応
- ⑤ 町内会や学校との連携強化

5 今後のおもなスケジュール

令和元年度	「千歳市子ども・子育て会議」への説明（1 回目）	11 月
	厚生環境常任委員会	11 月
	児童指導員等説明会（1 回目）	11 月
	保護者等説明会（1 回目）	2 月
令和 2 年度	「千歳市子ども・子育て会議」への報告（2 回目）	
	事業者の公募手続き・事業者の選定	
	児童指導員等説明会（2 回目）	
	保護者等説明会（2 回目）	
令和 3 年度	業務委託開始	4 月

民間委託導入の効果

児童・保護者

充実したプログラムと安心の提供

- ・ 民間事業者のノウハウを活用したプログラムの充実（学び・遊びの多様化）
- ・ 専門的見地からのプログラム構築によるより良質なサービスの提供
- ・ 指導員の専門性向上による運営内容の充実（遊び、児童対応、安全管理）
- ・ 責任者（館長）を配置することによる安心感の向上と迅速な対応（安全管理、苦情対応、災害・事故発生時）
- ・ 責任者（館長）と保護者との信頼関係の強化
- ・ 児童館を利用する未就学児童やその保護者に対して、よりきめ細やかな対応が可能

市民サービスの
向上

地域に愛され、市民に信頼される児童館・学童クラブ

働きやすい職場環境の構築

- ・ 賃金や労働時間の弾力的設定による処遇の向上（希望により個別設定が可能）
- ・ 責任者（館長）の配置による指示命令系統の確立と責任の明確化
 - 〔 保護者からのクレーム
子ども同士のトラブル
災害・事故発生時等の対応 〕
- ・ 責任者（館長）による職員への目配りと対話による、職場環境の改善と離職者の減少
- ・ 町内会や学校との連携強化（イベントへの参加者やボランティアなど支援者の増加）

児童指導員等

行政サービスのアウトソーシング （民間委託等）の推進

- ・ 公的施設の効果的・効率的な運営
- ・ 行政需要の多様化への対応
- ・ 市と受託者の業務分担による事務の効率化

民間活力の導入

地域の活性化

市